

太陽光発電からの余剰電力受給契約を希望されるお客さまへ

お申込みにあたっての主な注意点

- 1 お客さまは、事前に「太陽光発電からの余剰電力受給に関する契約要綱〔低圧〕」をご確認の上、お申込みください。
- 2 電力受給に使用する電力量計については、太陽光発電新設（増減設）時に、お客さまへ費用をご請求のうえ、入金確認後に当社が取付（取替）を行います（工事の準備の関係から、入金後1週間程度お時間がかかります）。金額については、「低圧太陽光発電における余剰電力受給用電力量計等単価表」をご確認ください。
取付後のメンテナンス（電力量計の検定有効期間満了時の取替等）は当社が行います。
- 3 系統保護装置の設置、引込線張替え、変圧器出力電圧の変更工事等、当社電力系統へ連系するにあたり、当社の供給設備の新設、変更が必要な場合は、お客さまへその費用をご請求いたします。
- 4 系統連系の技術検討や電力量計手配等の関係から、お申込みから契約開始まで2か月程度かかる場合があります。なるべくお早めにお申込みください。
- 5 余剰電力購入料金は、お客さまへ販売する電気料金とは別建てで算定し、お支払いいたします。
- 6 当社系統の状況（一時的な電圧変動や、台風等の災害時等）によっては、発電設備が自動的に出力抑制や停止することがありますが、その場合、発電停止にともなう補償を含め当社は責任を負いません。
- 7 電気の使用のお申込みと同時に太陽光発電のお申込みをされる場合（住宅新築時に太陽光発電設備を設置する場合等）は、上記4のとおり、当社からの電力供給用電力量計の設置後、太陽光余剰電力受給用電力量計を設置するまでに時間がかかる場合がありますので、その間、電気が使用できるよう以下の配線でお申込みください。

